

議案第100号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45  
年小松島市条例第48号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月4日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の132」を「100分の140」に改め、同項第3号中「100分の99」を「100分の105」に改め、同項第4号中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の140」を「100分の136」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同項第4号中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。